

(平成24年9月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成20年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、平成20年6月から同年9月までを24万円、同年10月を22万円、同年11月から21年4月までを24万円、同年5月及び同年6月を26万円、同年7月及び同年8月を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年5月1日から同年6月2日まで  
② 平成20年6月2日から21年9月1日まで

申立期間①については、私は、公共職業安定所の紹介により平成20年5月1日からA社に採用となり勤務していたので、同月から厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、A社から支給された給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額とが一致していないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が提出した平成20年5月分の給与明細票により、申立人がA社に同年5月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した給与明細票及び申立事業所の破産管財人が提供した給料台帳により、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した平成 20 年 6 月分の給与明細票により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られなかったが、年金事務所が保管している申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届における厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成 20 年 6 月 2 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は同年 5 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これら標準報酬月額のいずれか低い方の額で認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細票、破産管財人が提供した平成 21 年分の申立人に係る給与一覧表（以下「破産管財人提供の一覧表」という。）及びB市が保管する「平成 21 年度市民税・県民税・国民健康保険税 申告書」において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、20 年 6 月から同年 9 月までは 24 万円、同年 10 月は 22 万円、同年 11 月から 21 年 4 月までは 24 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 26 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給与明細票及び破産管財人提供の一覧表において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、年金事務所で記録されている標準報酬月額とが長期にわたり一致していないことから、事業主は当該給与明細票及び破産管財人提供の一覧表で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 25 日

私が、A社に勤務していた期間のうち、平成 17 年 12 月の賞与について、賞与明細書によると厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間における標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与明細書及び申立事業所が提出した賃金台帳により、申立人はその主張する標準賞与額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の賞与に係る届出を行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る当該賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（事業所整理記号：B）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月は15万円、同年8月から5年3月までは18万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から5年4月1日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

私は、平成3年4月8日にA社に入社し、6年6月30日に退社するまで同社に継続して勤務しており、所持する給与明細書により、申立期間においても厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社（B）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成5年3月18日付で、当初記録されていた4年8月1日の随時改定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社（B）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、平成5年3月18日又は同年3月19日付で、当初記録されていた4年8月1日の随時改定又は同年10月1日の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されている者が、申立人以外に同社事業主を含め複数いることが確認できる。

さらに、A社（B）における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数

の元従業員は、申立期間当時の同社の経営状況が悪かった旨供述している上、給料の遅配及び未払いがあった旨供述していることを踏まえると、申立期間当時、同社は厚生年金保険料を滞納していた状況がうかがえる。

加えて、A社の商業登記簿謄本によると、前述の遡及訂正処理日（平成5年3月18日）において申立人が同社の役員であったことは確認できず、同社の複数の元従業員は、申立人はC業務担当であった旨供述している。

一方、オンライン記録によると、当初、A社（B）は平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われていたところ、同年4月1日付けで、同社は再度、厚生年金保険の適用事業所（事業所整理記号：D）に該当した旨の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、当該期間前後において、A社の事業主に変更はなく、申立人及び前述の複数の元従業員が平成5年4月1日付けでA社（D）の厚生年金保険被保険者資格を取得している上、商業登記簿謄本においても同社が解散した事実は確認できないこと、及び日本年金機構E事務センターが、「一般的には、同一会社であることが確認できる事業所について、全喪した翌日に新適として処理することは、通常処理とは言えないと考える。」と回答していることを踏まえると、同社は、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所（当時）において適用事業所でなくなったとする旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、平成4年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとする旨の処理及び5年3月31日にA社（B）が適用事業所に該当しなくなった旨の処理を行う合理的理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社（B）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社（D）が再度厚生年金保険の適用事業所となった同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年6月のオンライン記録及び取消し前の同年8月の随時改定の記録から、同年7月は、15万円、同年8月から5年3月までは18万円に訂正することが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和21年3月31日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和19年10月から21年2月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年8月頃まで

A社にC業務担当として勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を年金事務所に照会したところ、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和19年10月1日に取得していることが確認できたものの、同資格の喪失日が確認できない。

私は、夫とA社で知り合い、長女を出産（昭和21年\*月\*日）する前の約1か月間と出産した後の約1か月間は仕事を休んでいたが、夫がD県に転勤するまでの間は私も同社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないものの、厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」、以下「旧台帳」という。）において、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日が一致する者に係る同社における被保険者記録が確認でき、当該被保険者記録は平成24年1月13日に申立人の基礎年金番号に統合されたものの、当該旧台帳において資格喪失日が記載されていないことから、同社における申立人の被保険者資格の喪失日が確認できない記録となっている。

また、日本年金機構E事務センターは、昭和20年\*月のF庁の火災により、当時保管していた被保険者名簿等の一部が、消失及び冠水のために判読

不能となったことから、事業所への調査を行い、大規模事業所についてはある程度修復できたが、小規模事業所については、特に退職者については分からないことが多く、全ては修復できなかった旨を回答している。

さらに、申立人の旧台帳及び同社に係る複数の従業員の旧台帳において、「火災類焼のため名簿照 事業所全喪のため照会 不可能」と記録されていることから判断すると、前述の被保険者名簿は、前述の火災により焼失したと考えることが妥当であり、現存する被保険者名簿については、保険者により記録の完全な復元が行われたものとは言い難い。

加えて、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員と申立人が供述する終戦時のA社の状況については、その内容がほぼ一致しており、前述の複数の従業員は、終戦を契機にA社から退職するように言われたことは無かった旨を供述している。

一方、A社において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した際の厚生年金保険被保険者記号番号に近接（前後の計100番分）する記号番号に係る旧台帳を確認したところ、標準報酬月額等級が改正された昭和21年4月1日より前に当該資格を取得し、同日以降に同資格を喪失している50人全ての者について、当該等級が改正された同年4月1日における標準報酬月額に係る記録が記載されていることが確認できるものの、申立人については、同日における標準報酬月額に係る記録が記載されていないことから判断すると、申立人は、標準報酬月額等級が改正された同年4月1日の前日の同年3月31日には既に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたと考えるのが相当であり、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和21年3月31日とすることが妥当であると判断する。

なお、昭和19年10月から21年2月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和21年3月31日から22年8月頃までの期間については、申立人は、長女を出産（昭和21年\*月\*日）する前の約1か月間と出産した後の約1か月間は仕事を休んでいたが、申立人と同じくA社に勤務していた申立人の夫が転勤することになった昭和22年8月頃（申立人の夫については、旧台帳等の記録から、転勤により、昭和22年8月18日に、A社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。）までは勤務していたと主張しているものの、前述のとおり、申立人は、標準報酬月額等級が改正された21年4月1日の前日の同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたとすることが妥当である。

また、B社では、当時の関連資料を保存しておらず、申立内容を確認できない旨を回答している上、当時の従業員に聴取しても、申立人の当該期間に



おける厚生年金保険料の控除等に係る供述を得ることができない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として昭和 21 年 3 月 31 日から 22 年 8 月頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 2 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間について、A社で勤務していた。

勤務期間中は、夜勤が月に 15 回ほどあり、毎月の収入額は手取りで 25 万円から 30 万円近くあったと記憶している。

「ねんきん定期便」には、申立期間の標準報酬月額が 20 万円から 26 万円と記載されているので、調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人はA社における厚生年金保険被保険者資格を昭和 63 年 4 月 1 日に取得しており、同資格取得時の標準報酬月額は、申立人が同日付けで雇用保険被保険者資格を取得するに当たって届け出られた賃金月額の 20 万円と一致しているとともに、B厚生年金基金が提出した申立期間に係る厚生年金基金の記録とオンライン記録とが一致している。

また、オンライン記録により、申立人と同じ昭和 63 年 4 月 1 日付けでA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、申立人と同じ年度に生まれたことが確認できる複数の同僚も、同資格取得時の標準報酬月額が、申立人と同額 (20 万円) の記録とされていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間における標準報酬月額の推移と当該同僚の当該期間における標準報酬月額の推移とを比較検証したが、申立人の標準報酬月額が著しく低い、又は遡って引き下げられている等の不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から9年4月1日まで  
② 平成9年5月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、給料明細書に記載された給与支給額より低い金額で記録されていることが分かった。申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間①については、申立人の標準報酬月額が、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から9年3月までは56万円と記録されていたところ、6年4月から8年3月までを同年3月5日付けで9万2,000円に、同年4月から9年3月までを同年1月16日付けで9万2,000円に減額処理されていることが確認できるとともに、申立期間②についても、申立人の標準報酬月額が、56万円と記録されていたところ、同年8月18日付けで11万円に減額処理されていることが確認できる。

また、当時、申立事業所に係る社会保険事務を受託していたとする社会保険労務士は、「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に、専務取締役であった申立人及び代表取締役の標準報酬月額が9万2,000円と記載されていたので申立人に確認したところ、社会保険事務所(当時)から厚生年金保険料の滞納額を削減するために標準報酬月額を下げるようにとの指導があった旨の説明を受けた。」と供述しているとともに、申立期間当時、申立事業所において総務事務担当者であったとする者は、「申立人は、専務取締役で経理事務や社会保険事務に関与していた。平成9年頃以降に社会保険料の滞納が始ま

り、社会保険事務所の担当者が、社長及び申立人の標準報酬月額を遡って低く算出し、発生した差額を滞納額と相殺していた。その経緯は、社長も申立人も知っていたはずである。」と供述しており、オンライン記録において、申立事業所に係る閉鎖登記簿で当時代表取締役であったことが確認できる者の標準報酬月額が、同様に減額処理されていることが確認できる。

さらに、前述の閉鎖登記簿で申立事業所の取締役であったことが確認できる者は、「申立人は専務取締役として事業所の経営に携わっており、経理にも関与していた。」と供述していることから、申立人は、当時、専務取締役として当該減額処理に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月頃から 48 年 12 月頃まで

A社において、B業務担当として2回勤務したが、1回目に勤務した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。正確な勤務期間は分からないが、昭和 48 年 12 月頃まで勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「社員名簿」により、申立人の同社への入社日が昭和 48 年 4 月 14 日と確認できること、及び雇用保険の被保険者記録により、申立人の被保険者記録は同年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間であることが確認できることから判断すると、申立人は申立期間のうち、同年 4 月 14 日から同年 12 月 31 日まで勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が申立期間において、A社と一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚一人は、同社に係る申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、別の同僚一人は、「当時、会社は希望者のみを厚生年金保険に加入させていたが、厚生年金保険の加入を希望しない人が多かった。」と供述している。

また、A社は、「申立期間当時、従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、B業務担当として勤務していた従業員の多くは厚生年金保険に加入させていなかった。当社が保管する社会保険加入者の記録である『健康保険者名簿』に申立人の記録が確認できないことから、申立人は申立期間において厚生年金保険に加入していなかったと思われる。厚生年金保険の未加入期間については、給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」と回答していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員を

必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、A社が加入するC厚生年金基金が提出した加入員台帳においても、申立人の申立期間に係る記録は確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。